

●香川県議会告示第4号

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月19日

香川県議会議長 新 田 耕 造

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程
香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年香川県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報(議会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報<u>(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)</u>の項目</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第5条 条例第11条本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この規程は、令和6年4月19日から施行する。